

横浜市いじめ防止基本方針

(令和7年5月改定)

概要版

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

(いじめ防止対策推進法第2条)

「横浜市いじめ防止基本方針」策定の目的

市、学校、児童生徒、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

方針と役割

- ▶ 児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努める。
- ▶ いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知したときは、つらい思いをしている児童生徒に寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援する。
- ▶ いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動する。

市



- ・相談体制の充実
- ・学校・家庭・地域・関係機関等の連携強化
- ・いじめの実態把握・適切で迅速な対応 など…

児童生徒



- ・他者との違いを認め、互いを理解する
- ・いじめ当事者への声かけ、周囲の大人への相談 など…

学校



- ・教職員の人権意識向上
- ・関係機関等と連携した支援・指導
- ・早期解決に向けた組織的対応 など…

保護者



- ・いじめを「しない」「させない」指導
- ・学校等との連携
- ・インターネット上のいじめ防止に向けた取り組み など…

市民・事業者等



- ・活動に関連したいじめに当事者として向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する
- ・関係機関等との連携 など…

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

教育委員会

- ▶ いじめ問題対策連絡協議会による子どもの健全育成に関わる関係機関・団体の連携協力の推進
- ▶ 「横浜子ども会議」などの児童生徒の主体的な取組の推進、「いじめ防止啓発月間」等の未然防止のための啓発
- ▶ スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の相談や、組織的対応の体制整備・支援
- ▶ 早期発見・早期対応ができるよう、1人1台端末等のデジタル技術の活用促進と学校へ指導・助言
- ▶ 学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で専門家のアドバイスや支援を得られる体制の整備
- ▶ 法に沿った速やかな重大事態等への対応
- ▶ 定期的ないじめ防止対策の点検・見直し

- ▶ 教育委員会・学校と区役所・児童相談所等との連携・施策の推進
- ▶ 「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若者相談室(LINE相談)」など、児童生徒等に対する相談窓口の積極的な活用推進
- ▶ 多様な居場所づくりなど、地域ぐるみで児童生徒を守り育てていく体制づくり
- ▶ いじめに関する啓発の推進



第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策



学校いじめ防止基本方針

自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を定める。

主要内容 基本理念、学校いじめ防止対策委員会の構成員等、いじめ防止等の取組の年間計画、未然防止・早期発見・事案対処における基本的な対応方針、基本方針の点検・見直し手順等 など…

公表・周知 学校のホームページで公表。児童生徒、保護者、地域、関係機関へ周知。

改定等 児童生徒の意見を取り入れ、改定等の段階から保護者や地域、関係機関の参画に努める。



学校いじめ防止対策委員会

「学校いじめ防止基本方針」や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る取組を実行、検証を行う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

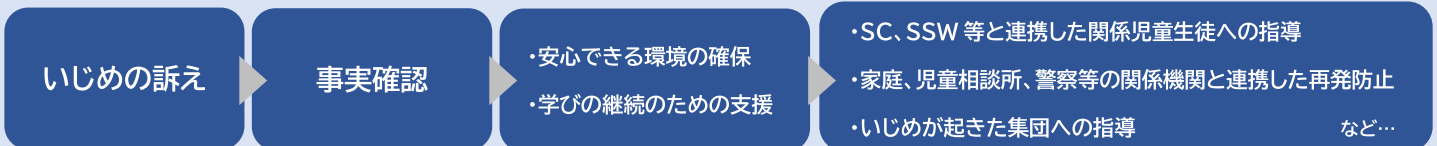
構成 責任者：校長

構成員：当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（+SC、SSW） など…

開催 月1回以上、定期的に開催。既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。



いじめの防止等に関する取組



第4章 重大事態への対処

重大事態とは

次のいずれかに該当する場合であり、疑いを抱いた段階から対応を開始するもの

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

加えて、次の場合も重大事態として対応を開始する。

- ◆ 児童生徒等から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき
申立て時点で、学校や教育委員会事務局が、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態の判断

発生報告

調査
(同時に、支援を継続)

結果の提供・報告

公表

再調査
(必要に応じて)

